

第五十八回国会
衆議院

内閣

委員会

議録 第十一号

昭和四十三年四月九日(火曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 三池 信君

理事 井原 岸高君 理事 上村千一郎君

理事 塚田 徹君 理事 松澤 雄蔵君

理事 大出 俊君 理事 木原 実君

理事 受田 新吉君 理事 内海 英男君

赤城 宗徳君 菊池 義郎君

桂木 鉄夫君 塩谷 一夫君

佐藤 文生君 浜田 光人君

淡谷 修蔵君 米内山義一郎君

安井 吉典君 鈴木 康雄君

伊藤惣助丸君

出席國務大臣

國務大臣 田中 龍夫君

(總理府總務局長 官)

出席政府委員

人事院總裁 佐藤 達夫君

人事院事務總局 尾崎 朝夷君

給与局長 島 四男雄君

人事院事務總局 職員局長 八木 徹雄君

總理府總務副局長 栗山 廉平君

官 總理府人事局長 栗山 廉平君

委員外の出席者

専門員 茨木 純一君

四月八日

公務員の賃金抑制及び定員削減反対等に関する

請願(長谷川正三君紹介)(第三四三〇号)

同(山本政弘君紹介)(第三四三一号)

同(川上實一君紹介)(第三四七四号)

同(田代文久君紹介)(第三四七五号)

同(谷口善太郎君紹介)(第三四七六号)

同外一件(松本善明君紹介)(第三四七七号)

同(川上實一君紹介)(第三五一九号)

同(田代文久君紹介)(第三五二〇号)

同(谷口善太郎君紹介)(第三五二二号)

同(林百郎君紹介)(第三五二二二号)

同(松本善明君紹介)(第三五二三号)

同(広瀬秀吉君紹介)(第三六四六号)

旧軍人恩給に関する請願(佐藤洋之助君紹介)(第三五一八号)

国及び地方公共団体建設関係職員に現場手当支給に関する請願(福永一臣君紹介)(第三五二四号)

同(正示啓次郎君紹介)(第三六四五号)

日本国領土の明示に関する請願(志賀健次郎君紹介)(第三五八四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

〇三池委員長 これより会議を開きます。

この際、参考人招致の件についておはかりいたします。恩給法等の一部を改正する法律案の審査の際、前恩給審議会会長新居善太郎君を参考人として招致したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

〇三池委員長 御異議なしと認めます。

なお、招致の日時については委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

〇三池委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〇三池委員長 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。前回に引き続き質疑を行ないます。大出俊君。

〇大出委員 前回、一時間半程度の質疑をさせていただきました。その趣旨はおそらくおわかりいただいていると思いますので、締めくくりという意味で、実は総裁お見えになっておりますので、簡単に御質問申し上げておきたいわけでございます。

実は先般、このなつかしい人事院の古い書籍——堀込さんの「国家公務員災害補償法解説」を出しまして当時私も官公事務局長をやっていた時代でありましたので、昔を懐古した意味での質問をしたのでありますが、その趣旨は一般の労災関係、つまり労働者災害補償保険法でございますね、ここで手直しが行なわれ、あるいは基準法の規則改正が行なわれたりいたしました人事院のほうから要望をした、だから法律を出したという考え方は困るのじゃないか、むしろ人事院の側が、労災のほうから直ったから云々でなしに、国交権も何もない公務員の諸君を相手にしておるわけですから、ひとつ積極的にこの点はそうおやりになっておられるという御答弁でしたけれども、なお一そうひとつ健康問題から、いつも病気が起こってしまつてから規則改正という形に持っていくのではなくて、もっと早く対策を立てて職業病的なものをなくすということが必要なんじゃないか、こういう実は趣旨の意見を申し上げたわけでありまして、これも実は御了解をいただきましたので多くは触れません。ただし、ここでどうしても総裁に御回答いただきたいと思っておりますのは、こ

の災害補償法ができる一番最初に、本来ならば労働省に所管をしておられて、そこでひとつ特別会計の中に金を入れて一本で労働者の災害補償というものはやるべきだという案を当時の人事院が公務員法に基づきましておつくりになった時代がある。それがいろいろな論議の結果として幾つかに分かれた。だから一番大もとはやはり人事院にある。権限の問題はさておきまして、そこで現在ながめてみますと、特に現在国会議員の公務上の災害に対する補償に関する件という別な規制が一つある。それから裁判所の場合の裁判所職員臨時措置法という法律がある。これは二十六年の十二月六日にできた法律であります。これは堀込さんの趣旨によりますと、一番最後に、多岐に分かれていて、特別職が別になったというところはささかもつて筋が通らぬのでやがてこれは直るだろう、こういう書き方をされておられるのだけれども直らない。だから、やはりこれも人事院の側がもう少し気をつかっていただきたいという考え方なんです。特に、実施機関が各省に分かれておりまして、異議申請があった場合の審査機関が人事院、こうなっておられるけれども、最高裁のごときは事務局長さんが実施機関の責任者になっておいて、異議申請があった場合の審査機関の責任者である。あわせて兼ね持つというところは、一ぺんそこで却下したものに異議申請があった。また認めたとなるといざいが整わないというふうな問題もあつて、調べてみて特にひど過ぎる。そこで、これが国会で問題になったときに、この議事録を読みますと、人事院がということが最高裁長官代理者の御答弁の趣旨になっておる。やはり人事院に引かかる、こういうことなんです。そこで、そこをもう少し御配慮いただけないかという気がいたしますわけでございますが、総裁ひとつお考えを伺いたいと思います。

○佐藤(連)政府委員 御指摘の点は相当これは重大問題に關連してゐると思ひます。これは別に災害補償ばかりでなしに、給与の問題もあり、あるいは公平審理の問題もあり、やはり同じような仕事をやってゐる人でありながら、たまたま特別職として区分されておりましたために、国会の皆さんあるいは裁判所の皆さんというものが準用とか、よるとかという形で、まともには立法の適用を受けていらつしやらないという点は確かに私は問題点だと思ふ。また、しかしなぜそうなつたかについては、賢明なる大出委員十分御承知の上です。申し上げませんが、私どもの立場として、しからば侵略戦争をおつ始めるかというところまではちよつと、私のほうとしてはまだ慎重にかまへなければいけないだらう。国会あたりでりつぱに処置していただければたいへんけっこうだなどという希望は持ちますけれども、私どものほうからそれを働きかけるつもりはちよつとございませう。これは控えたほうがいいと思ふのであります。ただし、問題点は問題点として、もう一つ労働関係との関連にもちよつとお触れになりましたが、これも災害補償法の二十三条でしたか、何か労働基準法などの、これは実施の上ですけれども、実施の上の点において大いに均衡をとりつつやれというところがたつたてありまして、おそらく立法そのものについては均衡をとつてやるという含みがそこにあるんじゃないかと思ひます。したがつて、そうこれも積極的にこちらからあちらを引きずろうというところまで気がまをさせることは、現在の立法から申しますといかにかと思ひますけれども、しかしこれまた御承知のとおり公務の特殊性というものを目につけて、できるだけのことはそこに調整を加えつつ努力を重ねておる、こういうこととございす。

て、このお方がお書きになつた書物の中に「法律のミステーク」などというのがございましてね、たまたまミステークもあるわけとございまして、そのことをいま取り立てても、時に法制局長官などという方は、もう少しそのミステークのないように御配慮いただかなければならぬ職責もございすので、それをいまさら取り立ててもしかたがない。だからミステークであるかないかの判定はここで下すわけにもまいりません、立法府でございすから。そういう意味で私はそのことには触れたくないというのを申し上げて、現に起こつてゐる病氣である限りは、これが十条に基づく五十六種類の職業病にランクされていくと、直接職業に起因するのだということである限りは救へるはずだ。労災の適用範囲の方々の中でも、そういう認定が行なわれてゐる方々が何人もゐる。こゝういふ現実があるわけですね。特にお医者さんといふのは学問的には正しいけれども、職場とのつながりについては弱いわけでありまして、ところが職場の実施機関その他のほうにおられる方々になる、職場のつながりはわかるけれども、学問的な医療には弱い、こゝういふ関係がありますので、職業病であるという認定を、たとへば書庫までは認めていけるけれども、腱鞘炎であるとか、あるいは斜角筋症候群だとか頸肩腕症候群だとかいふものについては、学説がいろいろあるやうであります。それでそこまで踏み込みないといふのは、その手前で救済方法を考へてもいいのではないかと。人事院は質問があればお答えできる立場にあるといふことなので、ならば質問をさせますからお答えをいただきたいと申し上げたいくらいな気持ちなんです。これもくらくらした気持ちと申し上げておきますけれども、したがつて侵略戦争云々を起す前に、そゝうではなしに、中心は、いまある姿のままでやれる方法はあるのかないのかという点をお考えをいただきたいといふことなので、それから十日の日に、担当の最高裁の給与課長さんが出張からお歸りになる。その上の人事局長さんもお見えになる。ただ、この席にということ

になると、出たいけれども、旧来、法務と予算、決算の委員会しか出ていないという慣例を改めることに困難があるのだ、法務委員会なら法務委員会で御質問をいただければお答えをいたしますと申してゐるわけ、そこを御勘案いただきます。ここで、前に申し上げましたけれども、一言申し上げておきますと、最高裁の長官代理の方が答弁をされてゐる中に、人事院という問題が出てきてゐるわけですね。言つてゐる方は最高裁判所長官代理矢崎さんという方です。この方がいまの職業病と言われるものについて、頸肩腕症候群、斜角筋症候群とか、あるいは腱鞘炎といふふうなものについて質問に答えて、人事院規則で職業病といふものを五十六種類あげてゐるが、残念ながらこゝに入つていないというわけですね。したがつてこれはあがつておれば、反証がない限りは公務災害といふふうな認められるわけけれども、あがつていないから、確かに問題はあるわけけれども、結論を出せないでゐるのだ、こゝういふ意味の答弁をしてゐるわけですね。しかもこの根拠になる臨時措置法は、これはあくまでも臨時措置法なんです。何しろ昭和の初めから、初めからいって二十何年ですけれども、二十六年の十二月から現在まで臨時措置法である、これがいまだに臨時でございすといふことは筋が通らぬでしやう。だからそうなる、この中で、人事院総裁を最高裁判所長官に読みかへるとか、全部読みかへ方式です。しかもこれは実施機関と審査機関が一緒である、そゝういふことなので、そゝういふ意味では規則の面で職業病に取り上げていただきたいといふのが本旨なんだけれども、それを言つて、事がなかなか多岐にわたるので、その手前で、この現状をひとつ総裁の御判断で、最高裁の方々は私のところにはお見えになりますので、したがつて、人事院のほうにもものを言つていただくようにしたいと思つておられますけれども、その際は、人事院でそゝうの關係をつまびらかにしていただければ向こうのほうでも前向きで処理のしようが出てくる。しかも、予算をながめてみると、四割くらい余つて

いるのです。それも筋の通らぬこととございすから、そゝういふふうにとつと取り運びいただけないかという実は気持ちだつたわけですね。それで、健康管理のための健康診断で周診した結果、八割の方が苦痛を訴えておられる。したがつて、当初八十二名をいふたところから悪いといふ方が出てきて、それをずっと二回目やるときには七十五名しか来ませんが、八十二名から七十五名の差といふのは、裁判が開かれておつてソクタイプの方々はそこに行つておつて出られなかつたといふことですね。しほつていまして、なおかつ合計三十何名の方が残つておるわけですね。こゝういふ現実、私も直接お目にかかつて話してみたら、この前も話をしましたけれども、家に歸つてふろに入ろうと手を入れたらちよつと痛いといふので飛び込んだら飛び上がるほど熱かつた、右側の腕が全然感覚がない。そゝういふ状態の方々が何人もゐるわけですね。それはこの前申し上げましたけれども、国会の速記をとつておられる方々にもいひます、この前にもおいでになるわけですが、向こうはソクタイプ、しかも時間の交代がきつて長い。長いのは六時間書きつぱなし、打ちつぱなしといふことです。そこにはやはり問題があるわけですね。集中的に裁判所にその種の病氣が多過ぎるというところは、学術的にどういふ理論が一方成り立つにしても、何かそこに原因がなければならぬこととあります。そこをひとつお耳におとめをいただいて、先ほどの話はわかりましたけれども、だから法律のミステークだとは申し上げませんから、そゝういふ意味でひとつ御配慮をいただきたい、こゝういふわけでありす。

○佐藤(連)政府委員 裁判所の書記官の方々の事情はよそながら——正確に申せばよそながら何つておるわけでありす。確かに問題であらうと思ひます。私どものおあずかりしておる分野においてそゝういふケースがあつて、——これは職員局長からお答えしたかどうか知りませんが、私の記憶では具体的個々の問題としては公務災害として認

定したものがあつたと思ひます。ただ、いまお話しになりました個々の認定ではだめなんで、職業病として規則にはつきり出したらどうかというところが趣旨のようには思ひますけれども、これはかつて林野の關係でチェンソーの問題が相当長く問題にされておりました、現実には個々の認定である程度処置しておつたのでありますが、さて職業病的に規則で法定することになりますと、これはまた相当こまかい、それこそ先ほどお話しのようにお医者さんあたりの意見を十分聞きませんと、踏み切れないことではありますので、少しおくれで指定したと思ひます。いまの腫瘍炎の問題もおそらくそれに似たような面があるのじゃないか。私どもは問題の重要性は十分認識しておりますから、行く行くいまのお示しのように職業病として指定できるという確信ができれば、さういうふうにしていいのじゃないか、さういうふうな、一口で言へば前向きな姿勢で問題と取り組んでまいりたい、このように考えております。

○大出委員 わかりました。

先般こまかい質問をずっと、国会で速記をおやりになつておる皆さん、あるいは裁判所の方々、その歴史的なもの、あるいはその他の分野のキーパンチャー、その他の方々にも触れていろいろ申し上げておりますので、これ以上申し上げませんけれども、しかし、国会は別の規定がありまして、議運などというある意味では便利なものがありまして、特にミステークがあつても議運のほうで処理してしまふということができるわけでありまして、ある意味では裁判所は特殊部落でございまして、なかなかさういうわけにいかない。さういう意味でお願ひしておるわけです。

税関關係の職員なんかの中でも腫瘍炎というやうな問題等で異議申請あるいは審査を人事院にお願いしているものもありまして、それから実はいろいろな意見が、私が先般質問した關係でおそまきながらだいたい出てまいりまして、実は申し上げたい点もあるのですが、これやりますとまた一時間か二時間かかりますので、その点は別

な機会にまたひとつ申し上げることにさせていだだきたい、こう思っているのですが、どうかひとつ、世の中が変わつてまいりましたので、仕事の面でも多岐にわたる細分化が行なわれておりますし、逆な面では極端に人が足りないという面が出てきておりますし、さういふ中に過度な労働があるセクションに集中することが出てまいりますから、そこにこの種の問題が多くなり過ぎる、さういふことでございまして、ぜひひとついまいの御答弁にありましたように前向きで考えをいただきたい。規則にあげられない間だからといって救えないというのでは不合理でございまして、個々の問題としてそれは取り上げていただいて、職業との結びつき、関連をひとつ取り上げていただいて処理ができるようにお進めいただきたい。このことを最後にお願ひを申し上げまして、終わりたいと思ひます。

○三池委員長 受田新吉君。

○受田委員 この法律の改正案につきまして確かめておきたいことは、社会情勢の変化というものに伴う措置をお取り上げになつておられるわけでございますが、神経並びに精神障害の扱い方が、社会事情の変化に伴うという理由をどこへお取り上げになつておられるのか、簡単に御答弁願ひしたいと思います。

○佐藤(達)政府委員 非常に大きなお尋ねでございましてけれども、まあ今回の改正に関連して思ひつきますのは、たとへば三十八年十一月の三池炭鉱の爆発事故というやうなものは、同じやうなことは昔はあまりなかったと思ひます。あるいはもつと典型的なのはむち打ち症というやうなもの、これも最近になつて非常に注目を浴びておるわけで、昔からあつたのが注目を浴びるやうになつたのか、近ごろになつてそれが起こつたのか知りませんが、とにかく問題意識として近ごろあがつてきた、さういふことは申し上げられると思ひます。たとえば、さういふことが基本的な一つの動機になつておると申し上げてよろしいと思ひます。

○受田委員 まあ文明の進歩とともに公務災害というものが非常に緻密な複雑な關係で起こつてくることはよくわかります。ただ、いま御指摘になつたむち打ち症のごときも、ちよつと具体的にお尋ねしますが、むち打ち症が公務執行の上に起こつた災害と見る場合もあるし、また法律の中身にあります第三者の行為——公務執行中ではない場合に起こることもある。さういふものはみな一律に社会事情の変化ということで片づけるわけにいかなくて、たとえば第三者の行為であつた場合の損害賠償請求権は、その者に払つた場合にはその権利を国が取得するという規定もあるやうでございましてけれども、もう一つ最近のやうな、犯罪が至るところに伏在しておるといふときに、民間協力者として犯人逮捕などに協力した場合にやられた、災害を受けた、さういふ場合の措置なども一緒に御検討しておられると思うのですが、どういふふうに検討しておられるか、御答弁願ひたいのです。

○佐藤(達)政府委員 当然のことではありますが、これもこれは公務員の場合の災害、しかも公務に基因するといふことを非常に強調してそれを取り扱つておりますために、いまのたとへばむち打ち症の場合といへども、さういふ症状は起こりまして、公務員が自分の遊びで出かけていつてこるやうな被害を受けたという場合は、この法律の問題にならないわけです。これは公務執行に関連して起こつた、さうしてまたその関連において第三者からの賠償があつたときにこれをどう扱うかというやうなことが主眼でありまして、したがいましめて、いまの最後にお尋ねがありました一般の人の場合は、これは私どもの所管しております災害補償法とは別の分野の問題であらうというふうに考えております。

○受田委員 民間協力者で犯人逮捕に協力したやうな場合、公務に全然関連がないという場合と、何らかの關係でこの本人の行為が公務につながつてくるやうな場合とがあると私は思ふのです。公務員の職務の内容等で、さうした場合が起こつて

くと思ふのですが、公務に基因するかしんないか、その限界はどこで相談をし、きめられるわけですか。

○佐藤(達)政府委員 一般職の公務員がその公務を行なうにあつて、公務に因果關係を持つて被害を受けた、その場合の補償をどうするかということがこの法律のたてまえになつておりました、さういふときには、ある出先の人が公務執行に基因して被害を受けたという場合には、一応所轄の官庁が認定をして、公務上か公務外か、それからそこにあるかどうかの程度のクラス、何級になるかといふことを認定をして、そこで実施をするわけでありまして。ただ、重要性を持ちますものに ついては、その実施をする際に、あらかじめ人事院の職員局のほうへ意見を聞いた上でやる場合もございましてけれども、たゞまは所管庁がその責任においてやる。ところが、今度は補償を受けたほうの側から不服がある。この補償は少ない、あるいはまた公務上であると信ずるのにかかわらず、公務外と認定されたというやうな場合の不服を、今度は人事院にまた提訴してまいります。その不服は正式にわれわれのほうで受理いたしまして、事こまかに専門家のお医者さんの意見も十分聞きまして、さうして原認定が間違つておれば、それを是正をする、流利的にいへば、さういふことになつておるわけでありまして。

○受田委員 傷病軍人で恩給法の増加恩給の適用を受け、あるいは傷病年金の恩恵に浴する人々が国家公務員となつて災害を加重した場合、その場合に、前の発病あるいは傷害が基因すると見られる場合は恩給法の適用になり、またそれと關係なく新しく災害を受けたならば、別途この法律の適用を受けるという形になるのかどうか、お答へ願ひます。

○佐藤(達)政府委員 だんだん精密なお話になつてきまして、多少自信がありませんけれども、率直に申し上げれば、いまの傷病軍人時代の問題と、公務員にその人がなつて、公務執行によつて被害を受けたという場合は、これは一口に言へば

全然別の問題だろうと思ひます。したがって、現実に公務員が公務執行に基因して被害を受けた、その被害の原因がもつた大部分公務との因果関係によつて起こつたのか、何か前に下地があつて、その下地がむしろ主であつて、公務による刺激というものはむしろ弱いというような場合は、これはほんとうの相当因果関係が非常に弱い、したがって公務上とは判断できないという場面もございませうけれども、それは非常にまれな例で、ことに傷病軍人との関係においてそういうことが起こることは、私はまれだと思ふ。普通われわれが扱っているの一番困るのは、脳溢血あるいは心臓疾患、平素そういう点にからだの欠陥をお持ちになつておつて、その方がおそくうちにあられても発病されたであらう、たまたま役所に来ておられたときに発病されたという場合には、公務との因果関係は非常に薄い、そういう判断があるわけですから、そういう意味で、いまの現状を傷病軍人との関係に援用いたしますれば、先ほどお答えしたようなことで、要するに、いま被害を受けた、そのときの公務との相当因果関係ということをおくまでわれわれとしては追及していく、それに尽きるわけでありませう。

○受田委員 傷病軍人が、これも公務に従事されて災害を受けた方でありませうが、その障害の等級は七項症、四款症という制度ができておる。これと、援護法による準軍属等を含めた障害の等級は、別途階等が定められた形で制度ができておる。これには、一から七までを年金にし、また八から十四までを一時金にしておるという制度ができておる。同じ公務に従事されて災害を受けた方、これにこの差等がある理由を御説明願ひたいのです。

○佐藤(達)政府委員 過去の戦争その他による被害の問題と、われわれがこの公務員災害補償法で扱つております現実の公務員が公務によつて被害を受けた場合ということと、そのままだらへんに比べていいものかどうか、これは先ほど申しましたように、はなはだ自信のないところであります。

す。私どもとしては、現実の横の諸制度を見渡して、たとえば労働基準法あるいは労災保険法というものの、その他の社会保障制度というものとらみ合わせて、その間の調整をむしろ第一に考えていく、こういうことに尽きるだらうと思ひます。

○受田委員 等級をつくることは、人事院がその災害の程度を診断するということになつておる。これは、傷病軍人の場合など、内部疾患というものを最近非常に重視してきて、その内部疾患のある皆さんが一階級ないし三階級まで上がつてゐるのがある。そういう内部疾患を持つた者が公務に従事したためにその内部疾患が進行して症度が高くなるという場合が私は現実には起ると思ふのです。そういう場合が因果関係というものは、ちゃんと人事院できめておかねばいけない、そして症状等差委員会というのを設けて、その国家の公務に従事した国家公務員である傷病軍人の症状は、そこに選ばれた人々による合議の結論として答へて出ているが、いまこの公務員の災害の度合いといふものは、人事院は、どこでだれがどういふ形でこれを合議する、あるいは単独でおきめになつておるのか。念の入つた症状等差委員会の結論で、それがもとでどうした等級がつけられるのか、人事院が人事院規則で等級をつけるのか、どこかに、私、ちよつとその間における調査の緻密度において人事院のほうに欠けてゐる点がありはしないかと思ふのです。

○佐藤(達)政府委員 問題は、等級の区分の問題もありませうけれども、現実の具体的事件が起つた場合に、それがどの等級に当たるか、あるいは公務上か公務外かということが当面の問題になるわけでありませう。先ほど申しましたように、最も典型的な形を言いますと、補償を受けた本人が、あるいは補償をけられた本人が、自分は公務上だと思ふのかかわらず公務外という所管庁の認定を受けた、人事院で再審査してくれといつて持つてくる、あるいはまた、これでは満足しない、もっと高い等級のものであるはずだといふことで、審査を請求してくるわけでありませう。これ

は最も慎重に、あるいは公平審理に準ずるような慎重な手続でわれわれとしてはやつておるわけであらう、先ほど触れました専門のお医者さんを数人あらかじめお願いしてあるわけでありませう。部内にも委員会をつくつて、それらの方々の意見も加えて委員会が一応審査をして、判定をする、そしてそれをさらに人事院会議に持ち上げて、私どももみずからその事実を逐一聞きまして、そして最終的な判定をする。多くの事件については、この職員局の厚生課の陣容というものは、非常に人数が少ないのではありませんけれども、たとえば木材の伐採の現場で事故が起つたといふような場合には、どんな山奥にまでも泊まり込みでわれわれの職員が現場に行つて、そして関係者の意見を十分調査して歸つてきておる、それほど慎重にやつておるということでありませう。

○受田委員 その調査の過程における委員会の構成といふのはどういふ形のものですか。

○島政府委員 これは人事院に健康専門委員十六名を設けておりました、健康専門委員の意見をそのつどわづらわして判断をきめておりました。

○受田委員 その健康専門委員の選出の方法、そのバランスを御説明願ひたい。

○島政府委員 その構成でどういふバランスをとつてきめてゐるかといふことでございませうが、医学的な各科にまたがって、それぞれ専門家を選出してあります。たとえば内科、外科、整形外科、脳神経外科とか、あるいは労働医学専門家とか等ございませうが、そういう医学的にいろいろの分野の権威のある方々十六名を健康専門委員として委嘱をしております。

○受田委員 これは退職年金の勧告権を持つ人事院としても、あわせて退職者のそうした恩給法及び共済年金関係法等のうちで、災害に関する部分についても、終始両方からみ合わせた答へを出せるように努力していただかなければならぬ、人事院は勧告権を持つておるのだから、そういう意味では、恩給法と比較してどうかといふような意味ではなくて、事実比較検討する責任は私はある

と思ふのです。特に傷病軍人の場合など、片眼が光を受ける程度がまことに薄い、分別に非常に困難なものが今度項症から款症に引き下げられておる。これは症状等差委員会においてそういう答へが出ておる。これらはやはり人事院としての個々に十分比較検討して、一般公務員の災害の片眼を失明に近いところに持つていったのとどういふところか、あるいはいかにあつたか、そういう専門委員会でも何かそういうものと一緒に検討しておるのかどうか。また症状等差委員会との関係、そこに参加しておられる委員の中で両方へ出席しておられる人があるかどうか、委員の名前となにとで御説明願ひたい。

○島政府委員 これは内部的に検討してゐるわけであつて、ただいまの他のその種の委員会等の委員を兼ねてゐるという方はおりません。したがつて、そういう方々で構成する委員会と直接の連絡はございませう。

○受田委員 そこで、同じ公務に従事しながら等級が違つて格づけをされておるという現象が起つてくると思ふのです。これは国家公務員の災害といふものは、労働基準関係、船員保険関係等他の類似のものとの比較に重点を置いて、そうした過去の公務員の比較には重点を置かぬといふ答へになつておるのじゃないですか。

○佐藤(達)政府委員 過去のものといへども、似たような、共通の性格を持つておる面は、これはございませうから、われわれとしては常に関心を持つて注視を怠らない、これは申し上げられます。しかし、当面のわれわれの仕事としては、いまおこつたにありまして、先ほど私が申しましたように、やはり横の諸制度との関連たとえば、労災との関連といふものは、条文自身にも二十何条かうたわれておりますが、相当この制度自身が重視しておられます。したがつて当面はやはりそつちのほうとの調整、調和といふことを考えておる、これは正直に申し上げましてそういうことでございませう。

と思ふのです。特に傷病軍人の場合など、片眼が光を受ける程度がまことに薄い、分別に非常に困難なものが今度項症から款症に引き下げられておる。これは症状等差委員会においてそういう答へが出ておる。これらはやはり人事院としての個々に十分比較検討して、一般公務員の災害の片眼を失明に近いところに持つていったのとどういふところか、あるいはいかにあつたか、そういう専門委員会でも何かそういうものと一緒に検討しておるのかどうか。また症状等差委員会との関係、そこに参加しておられる委員の中で両方へ出席しておられる人があるかどうか、委員の名前となにとで御説明願ひたい。

○受田委員 これは恩給法の二条ノ二の中へある程度のスライドの規定をもつて年金の改定を企図する事項が盛りられ、それが国家公務員共済組合法等へも波及し、またこの法律にも類似的の事項が今度入つておる。おそらく、今度恩給審議会において答申書を出した、それに伴う改正措置がされるならば、みんな類似的の改正がされると私は思うのです。この規定は、「著しい変動」といふような文句がどういふ形になるかが問題ですけれども、そうすると、これはやはり一貫した流れが、過去の公務員、現在の公務員、横の連絡、そこに及んで、むしろ国家公務員を根拠にして他がこれに従うような形になるべきであつて、民間給与を調査するのが根本であるから、民間をならうのが国家公務員だといふような行き方でこの災害の問題を考へては困る。災害の問題は給与と違ひのだから、そのけがをした者に対する処遇は民間にまねるべきでなくて、国家公務員が前進した基本的な規定を設けて、他はこれにならえといふところへいかなければいけない。災害といふのは思わざるところに起こつておるのである。したがつてこれは、民間給与との比較で、民間に基礎を置いて公務員の給与をきめるような形のものとは逆に、今度は災害の場合は国家公務員を基本にして、他はこれにならえといふ意気込みが私は要すると思うのですが、總裁いかがです。

○佐藤(達) 政府委員 意見込みとしては、まことにおっしゃるとおり、その程度の意気込みは持つべきだらうと思ひます。ただこれにならえといふのはちよつとどうかと思ひますけれども、しかし、いまおことばにありましたように、第一、民間の従業員の人々と公務員の人々と仕事が違うわけでありまして、公務員は公務員として特殊性をやはり持つておる。そういう意味で、必ずしも右へならえだけで通すべきものではないといふことは、これは当然のことでありまして、私どもも、先ほどもちよつと触れましたようにその努力は十分やつておるつもりであります。

○受田委員 この法律の第二条、人事院の権限の

中に責任規定が書いてあります。その一号の中に書いてあるとおり、人事院は、この法律の施行に關して完全に実施されることの責任を持つと書いてある。完全に実施されておるかどうかが、たとへば第二十二條の福祉施設の規定、その三号のハビリテーションに關する施設は、つい先年改正案でこれが通つたばかりでございまして、改正案で通つたばかりだから、まだ実施の実態が明らかでないといふようなことは、これは許されないのでございまして、この福祉施設などについても完全な実施の責任を果たしているかどうか。人事院は実施は各官庁にこれをゆだねておるけれども、しかしながらその完全実施の責任は人事院にあるところではつきりたつてあるのですが、この福祉施設などの実施について、その福祉施設を利用せんとする人々に、完全に希望を満たすような形になつておるか。たとえば、リハビリテーションの施設におきましても、要望者はたくさんあるのに、限られた人しかこの利用ができないといふようなことになつておるか。もし後者であるとするならば、完全実施の責任を果たしていない、人事院は職務怠慢であるといふことになるのだ。したがつて、その福祉施設の実施状況を御説明願ひたいのです。

○島政府委員 ただいま御質問の福祉施設につきまして、人事院がその完全な責めを果たしてないのじゃないか、かういふように御質問でございしますが、もちろん私のほうとしては、各省の実際をやつております実施状況というのにつきましては絶えず報告を求め、また監査等をしております。それから、各省の災害補償の担当官を常時——常時といつてはあれですが、ときどき集めまして、横の連絡をとつております。

ところで、この福祉施設の問題でございしますが、たとえば、ただいまお話にございましたリハビリテーションの問題でございしますが、実際問題として、どの程度の件数があつたかといひますと、四十一年としましては、わずかに一件でございします。というのは、リハビリテーションといひ

ましても、いわゆる医学的なりハビリテーションと職業的なりハビリテーションとがあらうかと思ひますが、医学的なりハビリテーションは、療養補償によつて一応まかなわれておる。ところが職業的なりハビリテーションについては福祉施設の意味があるわけですが、非常に少ないといふ事情はどういふところにあるかといひますと、一つは公務の場合には、民間に比べて非常に重度障害が少ないといふことが原因だと思ひます。それから、やはり公務部内の特長性といひますか、比較的あたたかい気持ちを持つて職場にいづまでもつけておくといふことから、概してリハビリテーションについて、必ずしも民間ほど十分行なわれていないといふ事情はございしますが、私もとしては、この法の趣旨といふものは十分各省に御説明し、またその実施状況については注意を怠らないようにつとめておるところでございします。

○受田委員 また同様の規定の中に、「休養又は療養に關する施設」があるわけですが、これなど、希望者をどの程度満たしているか。また、今度新しく精神病、神経障害を大いに優遇されるような規定が設けられておるわけですが、その精神障害者の療養に對して必要な治療ができるように施設が満ちておるかどうかが。

「委員長退席、松澤委員長代理着席」
一般民間の同じ災害を受けた人々と比べて、どこかに公務員といふものは、従来國家をバックにしているだけに優遇されておると思ふのでございしますけれども、いま福祉施設の他の条項の義肢、義足、装具、補装具といふようなものの完全支給がされ、またそれが修理されるのも自由に切りかえができ、取りかえができ、負担はなくて済む、こゝういふようなのが完全にいつておるかどうかがお答え願ひたいのです。

○島政府委員 たとへばいまお話にございました補装具の問題でございしますが、現在これは厚生省の委託機關、全国に約三百五十ほどございします。ここに一応つくらしてあります。その補装具

そのものは、一応人事院のきめました価格で購入できることになつております。
それで、實際それについて人事院が検査などしているかどうかといふことでございしますが、これは専門的な機關の処方によつてこの補装具の支給が行なわれておりますので、補装具をつけた後も實地の訓練等を経ることによりまして、その實の確保は十分はかられておる、こゝういふふうに考えております。

それから、補装具をつけてから三年以内の修理とかあるいは再支給は、人事院規則の定めるところによりまして自由に行なえることになつております。

それから、補装具は、各省の被災職員の申請を承認することによりまして支給できるものでありまして、特に特段の複雑な手続は要しない。したがつて、その辺の補給も十分はかられて万全が期せられておるといふふうに考えております。

○受田委員 人事局長は、各省のこの法律の実施に關する連絡調整の任に当たつておられると思ふのでございしますが、その実施を監視するための行政措置をどのような方法で扱つておられるか、局長から御答弁願ひます。

○栗山政府委員 国家公務員の災害補償の実施につきましては人事院が一応專管しておられますので、先生がいまおっしゃいますようなことは当方では扱つておりません。

○受田委員 各省庁がこの法律の実施をそれぞれ責任でやつておる。それを人事院が最終責任を持つてやる。その過程における各省の連絡調整といふものは、やはり実施上の過程の責任が人事局長にないものではないと私は思ふのです。人事局長は全然それにタッチしないで、この国家公務員災害補償の適用について無責任といふことになるかどうか、これは行政上の責任者として御答弁願ひたいのです。

○栗山政府委員 お答え申し上げます。
立法その他運用上のことについて、各省の總對的な御意見といつたようなものにつきましては人

事課長会議等でよく話が出ますので、それにつきまして、その意見の調整等のことにつきまして人事局が取りまとめるしまして、人事院のほうに連絡申し上げるというふうなことはいたしてあるわけでございしますが、個々の実施の具体的な問題につきましての調整その他につきましては人事院にお願いを申し上げておる、こういうのが現状でございます。

○受田委員 私は、人事院の機能をもつてして各省庁のこの運用実施面におけるしなやかな連絡調整をはかるということは、人事院というそのものが各省にただ単に規定の上の権限を持つただけであつて、にらみのきかぬ役所でございますから——これは政府機関としては全く独立している。そういう意味で、法律を出される総理府がやはりそういう運用実施面の実際の働きをしてもらつて、答へは人事院がすかつとやる。しかしその過程は、総理府が各省の連絡調整の責任者としてその調整の責めを果たす。こういう形でないといふ運用というものはこれはいけなないんじゃないですかね。

これは人事院総裁、各省庁のこの法律の適用がりっぱに行なわれておるかどうかを終始あなた役所だけでよく足りると思ふかどうか、総理府の人事局の協力は求めなくてもいいと判断しておるかどうか、御答弁を願います。

○佐藤(達)政府委員 私どもは、人事局に権限があるかどうか、権威あるお答えをすべき立場ではありませんが、この法律の二条ですか、先ほど受田委員のおあげになつたあの条文から見ても、われわれはよそのお助けを得るまでもなく、われわれの責任において十分この完全実施につとめるべきだといふ決意を持って臨んでおります。先ほどにらみのきかぬというふうなおこぼしがちとあつていささか気になるのでありますが、にらみのきかぬといふことは絶対ないと思つております。

○受田委員 これは、人事院の機能はあまりにも高尚である、かように申し上げるとよろしいと思うのでございますが、実際はやはり総務長官を主

軸とした総理府が、この人事院の規則をつつぱに実施できるように人事院にお手伝いをする責任があるのです。これは実際に各省庁に人事院が出かけて、いろいろな災害に対する実施上の監督を始めるはかるほどの陣容が整うておるわけでもない。七百人足らずの職員で、まだもつと大事な任務をかかえておるという立場になつておるわけであるから、この災害に対する問題は、非常にこまかい心づかいが要すると思ふのです。たとえば施設などにしても、それは各省庁が十分責任をとつていき、人事院はただ最後に答へを出す責任をとるというところぐらいまで行かないと、とてもこの運用の妙を得ることはできない、かように私は考えます。

いま局長は、人事課長会議などにおいて、この問題もあわせて連絡調整の責任を——これは責任がある。法律を出す責任のある役所です。それを人事院だけにこれをまかせて、総理府はおかまいなしというふうな形のものであつては、無責任行政責任者といふ私は言へません。はつきりここで双方が十分力を尽くして、人事院の使命達成のために、総理府が十分御協力してあげるといふ態勢を持つてしなやかに、人事院は総理府の力を借りるまでもなく、われわれのほうでやると、えらいけんまくで言われましたけれども、人事院だけではこの使命の遂行は不十分な結果に終わる。総理府の御協力を得ながらやるという形で、法律責任は人事院にある、しかしその過程における協力は総理府に求めるという、そういう気持ちを人事院はできぬと思ふが、人事院で単独でやれると最後まで固執されるかどうか、御答弁を願います。

○佐藤(達)政府委員 先ほど、にらみのきかぬとおっしゃつたものですから、ついこつちもことばが男も足になつたわけなんです。よそからお手伝いいただくのをやめてくださいというふうな、そんな不遜な気持ちを持つておりません。お手伝いいただければそれにこしたことはないのではありません。

○受田委員 手伝いがあつてものもうてもよろしいんだ。総理府たいへんなめられて、人事院総裁に聞かされたようになつてございしますが、総務長官、あなたのは公務員のしあわせを守るための大事な役所でございます。したがつて、あなたのお人柄をもつてしても、公務員が公務の災害を受けた不幸な状況になれば、総理府みずから、この法律の実施について、その運用において十分遺憾なきを期せられるように、各省に叱咤激励の任を全うせられることを希望したいのです。長官としての御見解を承りたい。

○田中中国務大臣 人事院の機能を十二分に發揮していただければよろしく、われわれは大いに御協力を申し上げなければならぬ、かように考えております。

○受田委員 ここで、最近の社会情勢の変化で、新しい災害の状況が発生したといふことでございしますが、精神障害などもその一つです。そこで、この優遇措置を今度とられた精神障害者あるいは精神異常者——異常者に収容する場合もある。神経障害、こういう皆さんを収容する施設は完ぺきであるのかどうか。公務員を収容、また民間の人々も一緒に合わせまして、精神医学の進歩の過程において、それを収容し、治療に当たらしめる施設というものは完ぺきであるかどうか。特に今度の改正のポイントでございしますだけに、私、懸念する事項もございしますので、お答えを願いたいです。

○島政府委員 精神障害者を収容するベッドがわが国全体で約二十万ベッドございしますが、公務員だけに十分ございすれば、その施設の収容能力は十分ございします。

○受田委員 公務員の精神障害者を収容する病院は国公立病院に限るのですか。

○島政府委員 病院は特に限られておりません。どの病院でもけっこうでございます。

○受田委員 そうすると、公務員であるがゆゑの特権を持って、民間の入院を希望する人を排除していつておるから、満ち足りた感じになつておられるんじゃないかと私は懸念する。これは総合的な問題としてお答え願います。

○島政府委員 そのような特権的な優遇措置というものは公務員に特にはございしません。

○受田委員 民間における入院患者は非常に多数を占めて、なかなか施設が足りなくて困つておるときに、公務員だけは満ち足りた感じという現象が起つておるのはいささか理由が、お答え願いたい。

○島政府委員 実は民間人を含めて全体のわが国の精神障害者の対策といふことになりまして、非常に問題が大きくなつておる。また私どものお答えできる限界を越えておる問題でございしますが、確かに公務員だけが特にそういう精神病棟に優先的に入るというにはなつておりません。なつておりませんが、いままでのこの種の方々を収容する施設が特に不足しているというふうには私どもは考えておらない、こう申し上げておるわけでございします。

○受田委員 精神障害者もしくは精神異常者の入院についてははく大な経費を必要として、そのために一家が破滅におちいておるという現象が社会の各所に見られておる。これはゆゆしい社会問題である。そういうときに、重症身心障害者あるいは精神障害者といふような皆さんの問題を救うためには、精神衛生法その他の法律の完備、病院の施設拡充——障害者を含めて約百万の該当者があつたといふときに、二十万はどベッド

い、前途ある青春をこういう勤務のためにむなしゅうする危険も起こっておる。そうした可憐な女性たちの執務する職場というものに、国家がみずからの権能をもつて、愛情を込めて、ひとつ民間ではぼつりぼつりしかないのです、その給与問題などあまり考えてくれぬが、国家は大所高所から研究できるのだ、そういう意味で、こういう職種についてだけは、民間というよりも、少なくとも民間に先行するしゃんとしたものがほしいと私は思うのです。この際、いま申し上げた意味で民間給与を前提にするからという意味ではなくて、かかる特殊の職種はむしろ国家が基準をさめるほうがいいという考えを私は持つておりますので、特別にその点を御配慮を仰ぎたいと思います。よろしゅうございますね。

○佐藤(達)政府委員　御趣旨は十分わかりました。

○受田委員　いま一つ。おしまいに、この遺族補償の規定の中に、子または孫の場合は十八歳となっており、恩給法は二十歳となっており。同じ国家の公務に従事して、恩給法のほうは二十歳の年

齡を適用しているが、国家公務員災害補償のほう
 は、その遺族補償は十八歳で切られておる。その
 差は二歳で非常に縮まっておるように見えるけれ
 ども、これは実に大事な問題である。民法第三条

では「満二十年ヲ以テ成年トス」となっている。ほかの類似的社会保障関係の法律が十八歳となつておるといので、十八歳とされたのではないかと思うのですが、国家公務員の退職者である場合

には二十歳、現職者の場合には十八歳、かような区別をされた理由をお尋ねいたします。

○島政府委員 確かに二歳の差があることは事実でございますが、災害補償制度は法律の規定にも

ございますように、労災保険制度であるとかあるいは共済組合制度であるとか、そういった国の社会保障制度との均衡を考慮して定めるということになっておりますので、確かに恩給制度とのそう

いた差はございますが、これはあくまでも制度

のたてまえの相違によるもの、かように考えておられます。

○受田委員 制度のたてまえ、社会保障制度の適用の範囲に入るのだという御判断でございすが、これは一般の年金のほうは二十歳になり、災害の部分は十八歳になる、この分類を私は適当だと思ふ。少なくとも国家公務員の公務上の災害を受けた場合、たとえば旧軍人で申し上げますならば、公務扶助料というものは災害を受けて増加恩給をいただいた軍人がなくなつても、二十歳でその分を合せてもらつておるわけでは、ところが現職の公務員のほうは一方は十八歳で、年金のほうは二十歳、二本立てになつておる理屈はちょっと解せない。

○島政府委員 その考え方はあくまでも遺族の稼得能力といふか、実際に自分でかせいで所得を得る能力があるかどうかという判断からきておるのだと思ふ。たとえば、扶養手当の問題になりまして、たしか子供が十八歳以上になつた場合には扶養手当はもらえないという現在の公務員給与のたてまえになつておりますが、それもやはり同じような考えで、十八歳をこえた場合にはある程度自分でかせげるということからかういうような制限がある、かように承知しております。

○受田委員 それはちよつと判断の基準としてはまずいのです。十八歳になつたらかせげるからといつても、しかし十八歳になれば大学へいく学生だつて十人一人くらいはいるでせう。四年制へでもいくと二十二歳まで、また十八歳から二十歳までの間には浪人する者もおれば、満十八に達したというのは高等学校の途中で達しておるのだ、そういうようなことからいへば、高等学校を卒業するまでに満十八歳から一年近くたつ者もあるわけなんです。そういうものを計算すると、十八歳になつたら働けるのだからという基準は合わないわけでは。それとは別に一方未成年として社会では成年に達せざる者として扱いを受けておるのだから、したがつて二十歳までを、特に国家の公務に従つて災害を受けたという場合には、二

十歳をもつてするというのが筋が通る。これは退職者の場合がそうなつておるのだし、現職者の場合もそうであつてしかるべきだと思ふのですが、総務長官、これはあなたに御判断いただくのはたいへんむずかしい問題でせう、これは政策的見地からの問題でございすね。これは人事院というものでなくして、大体国家の公務に従つた者に対しては旧恩給法のたてまえというものが新旧を通じて一貫して採用されてしかるべきものである。有形無形の国家への奉仕をして何らかに得るところがない。私企業に關係したらみんな処分される。日通の社長のようなのは大でたらめをやつて別荘を別のほうへつuckingておいて、ぜいたくさんまいをしておつても、これは公務員でないから何ら公務上の問題は起つてこぬが、国家公務員は何らかのよりけ仕事ができぬような形になつておるのに、せめて本人が公務災害で死んだような場合に、遺族には二十歳ぐらゐまでは、子供がせめて大学を卒業する手前までは、二歳ぐらゐは出して上げて、他の民間人だつて、国家公務員の場合にはがまんしてくれまして、私はそう思ふのです。これはむずかしいことを総務長官にお尋ねするようだからお答えがなくていいでせう。しかしこのことは私の信念だけ申し上げて、政策的見地からあなたにお答え願ふのはよろしう。御苦勞さまでした。

○松澤委員長代理 鈴切康雄君。

○鈴切委員 民間企業においては、災害補償制度は労災法が適用されているが、炭鉱災害やその他の例に見られるごとく労災法の補償とは別に団体交渉権によつて会社が被災者に弔慰金を支給する場合が多いし、またそのとおりになつておると思ふのです。しかし公務員の場合は災害補償法に規定する補償のみで、その災害形態に応じて別途他の手当が与えられる道は制度上、法制上全然考えられていない。労災法と災害補償法はその給付水準が同様であるので、公務員は民間の労働者と比較して民間の最低の補償のみしか受けていないことになるわけでは。先ほど受田同僚議員から、すな

わち災害においては、民間給与との比較で給与をきめるような形ではなくして、国家公務員の災害補償にならうべきだという前向き意見が出されたのは、私はそういうところにあるのではないかと思ふのです。

そこで、公務員の団体交渉権、争議権を否定した代償としての人事院が設立されているとすれば、このような点について人事院はどのようにお考えになつておるか、お伺いいたします。

○佐藤(達)政府委員 一つの問題点であると思ひます。いまおことばにありましたように、民間の従業員は団体交渉権を持つておりますけれども、公務員はそれを持つておらぬということがこの立法のあり方に當然なことがつてくることであらうと思ひます。ただ、その点から民間の場合を見ますと、これは強い組合もありまして、弱い組合もありまして、これをほうつておいた既においは最下限といふものがどこまで下へいくかといふことも当てがつかないわけでありまして、したがつて、おそらく労働基準法なり労災保険法なりではその辺の基準を示す意味で一律の制度をつつておる。そして率直なことはいへば下のほうの保障をしていくことも言えると思ひます。したがつてまた、団体交渉の結果その上積みとしての有利な制度ができる可能性があるわけでも、また現にあるわけでは。公務員の場合にはいまだできておりません。しかしながら、その運用なりあるいは制度のあり方について私どものいつも考へておるの、いま申し上げましたように、民間の場合は団体協約によつてさらに上までいき得る、公務員の場合はきつづけの形になつておるといふ事実だけは十分ならぬながら、それは非常に過ぎる扱いをするわけにはまいりませんけれども、そういう事実は事実として見ながら、公務員にまた適当な、公務員としての仕事の性格上の違いもありまして、そういう点に着目してまず事に臨んでおるといふふうに申し上げるのが一番率直だろつと思ひます。大災害の場合になつてきま

すと、またちよつといまのお話よりも異常な場合になつてまいりますから、これまでも災害補償法系統のことでもまかなうべきものであるかどうか、それまた法律の限界が私にはあると思ひます。別個の見舞い金的な扱いにまつべき部分が多いのではないかと考えますが、とりあえず国の制度的な問題から申しますと、御承知のように国の施設そのものに瑕疵があつて災害を生じた場合、これは国を相手として損害賠償の請求の道があるわけでは。国が賠償責任を持つことは御承知であります。共済制度の上からはそういう異常災害に基づく災害給付といふものがございまして、それだけ手当てをしていくということをお願いしておきたいと思ひます。

○鈴切委員 いま佐藤人事院総裁は、そういう点を考へたときに公務員の給与は確かに民間との給与比較によつてきめるけれども、この災害の問題においては格差があるという事実は一応お認めになつたような発言をされたわけでありまして、そういうことではあります。将来この点を考慮して何らかの法改正をしないでならぬのではないかと、またそれを考慮しなくてはならぬのではないかと申すのですが、その点いかがでせうか。

○佐藤(達)政府委員 その点は用心をしながら申し上げなければならぬと思ひます。ございまして、いつも私は民間との格差、民間との対照ということをお願いしております。ことに給与の場合についてたびたびそのことを申し上げておるわけでも、別に大会社の最も給与の高い会社と比べると、別にはございせんので、百人、五十人というような規模のものからすると上をとつてその水準を求めておるわけではございまして、その考え方はやはりあらゆる場合について基本的にはこれを堅持してまいりませんと、やはり納税大衆の人々はこのことをどう見るといふ点も勘案しなければならぬ。したがつて、災害補償法の関係におきまして、先ほど申し上げましたような気持ちをお

もって臨んでおられますけれども、これを露骨にずつと法律そのものの基準を上げていくというこ
とは、これはまた相当慎重にかつ用心をしなければ
ならないことだといふふうに考えております。

○鈴切委員 国家公務員災害補償法では遺族年金
を受けることができる遺族は、公務員によって生
計を維持していた者と、他に父母は五十五歳以
上とか幾つかの制限がなされているわけでありま
す。また特別職の自衛隊員もこの法律の準用を受
けておられるわけですが、実は私のところにこ
のような手紙がたくさん参っております。

これは去る四十二年八月三十一日に北海道支
湖におけるレンジャー水泳訓練で、非常に波
が高く、しかも潮流の激しい、とてい訓練の
できないような場所において訓練をした結果、四
人の人が殉職をされた。そして、その中の一人の
父からも手紙が来ております。

〔松澤委員長代理退席、委員長着席〕

また、さらに、昭和四十一年の八月二十七日に、
群馬県の北群馬郡におきまして、装甲車が農道か
ら四・五メートル下に転落をいたしました。そし
て通信士として同乗をした一人が転落して、これ
またなくなっております。こういうことで非常に
気の毒な御家庭の方々から、どうしても災害補償
の支払いは七十九万二千円あるいは八十万円
くらいでは承服できないという意味の手紙が来て
いるわけでありまして。ところがこの問題は、父母
が別に職業を持ち、本人によって生計を維持して
いないという理由から一時金の補償しか受けてい
ないわけでありまして。そしてさらに、そのおとう
さんが、このような文面で私のところへよこしてお
ります。この人は、師団長に会ひまして、そして
その師団長が言ったことですが、このおとうさん
は、なくなつたことについて「一生殉職を有意義
にするために年金が欲しいと申し上げました。と
ころが、生前勤務中本人の送金で家族が生活して
いる場合のみ遺族年金が支給されるものことも其
の折承りました。其の折にはまだ父母も健康
にて仕事が出来、其の必要がなくとも、年々とも

仕事も出来なくなることは当然です。其の折には
必要が生じますが、年金がなくなつてははなはだ心淋
しいことでございます。私も現在六十二才です。
あと二、三年もしますと仕事も出来ないうでし
や。将来を案じましていたした愚慮でしたが、
真面目に危険なみかみせず命令に従ひ殉職した息
また其の親が一番可愛想と考へています。又此の
後私と同様な方々も出ませう。何卒公務に専念出
来るよりそのような法律になりますよう御願ひ申
上げます。こういう意味の切々たるお手紙が来
ているわけでありまして。もし父母が老齢に達し、
職業に従事できなくなつたときは、遺族年金が支
払われるかという、そのような制度がないけれ
ども、人事院総裁と総務長官、その点についてど
のようにお考えになつておりますか。

○佐藤(達)政府委員 一応私からお答えさせてい
ただきたいと思ひます。終局問題は非常に気の毒
なケースであるわけでありまして。四十一年であ
りましたか、この年金制度をこゝで入れていただ
きますときには、われわれとしては議論はしたの
でございます。しかし、やはり十八歳、五十五歳
の問題と、それから父母が生活上の稼働をしてお
るかどうかという問題は、他の制度との勘案にお
いても、やはりこれはこれとして調子を合わせら
れないでよろうかということからこういう形の法律
となつて成立したということと私は思つておりま
す。確かに問題は問題でございますけれども、こ
れは今後の検討の問題と考えるべきではないかと
いふふうに考えます。

○田中事務大臣 ただいまお話しの方の災害補償制度
の改善につきまして、従来にも人事院の御意見
を尊重し、またお申し出によりまして改善をは
かつてきたような次第でございます。御指摘のよ
うな問題につきましても、今後人事院の調査研究
の結果を待ちまして、われわれといたしましては
御協力も申し上げ、また改善しなければならぬ、
かように考へておる次第でございます。

○鈴切委員 いま申し上げましたとおり、一時金
の額は、いわゆる平均給与日額の約千日分であり

ます。この自衛隊の場合は約八十万円前後という
ものであります。これらの隊員がもし町で自
動車事故にあつた場合、自動車損害賠償保障法に
よつて、当時で百五十万、現在ならば三百万円が
補償されるようになっております。こう考へる
と、この法律は公務災害に対する十分な補償をし
てゐると思ひます。聞くところによります
と、公務員が公務中自動車事故による災害を受け
た場合には、ほとんど加害者の補償によつて、結
果的に国は実質的な災害補償をしなくても済む場
合が多いといわれておりますけれども、事実はそ
うでありますか。

○佐藤(達)政府委員 自動車賠償法からの関係
は、やはりそういうことになるのじゃないかと思
ひますけれども、要するに先ほどの来のおことば
と、これは一連の問題だと思ひます。先ほどとも
ございまして、ほかの社会保険制度との横の
つながりがありますものだから、私どもだけが
先に立つて飛び出すわけにもいきませんけれど
も、しかし横の制度との関連をも十分考慮しなが
ら、やはり私どもとしては誠実に検討をしてまい
りたいといふふうに考へておるわけでありまして。

○鈴切委員 佐藤内閣は非常にかさといふことば
を好むのでありますけれども、結局はこの場合に
おいては、自賠償のかさに隠れた国家災害補償と
いうような関係になるのではないかと思ひます。
が、この現在三百万円といふことは、要するに千
日分で、一日約三千円です。三千円といふこと
は、考へてみますと、九万円の給料取りというこ
とですね。高位高官でしたら確かに三百万の範囲
以上に、あるいはそれを自賠償以上に払わなけれ
ばならないかも知れないのですが、九万円とい
う給料を取つてゐるとなれば、大体どういふ程
度の人でしょうか。

○鳥政府委員 公務員の場合ですと、課長の中堅
どころ、大体そのぐらいかと思つております。

○鈴切委員 課長の中堅どころが約九万円ぐら
い——そのとおりだと思ひますが、そうします
と、国家公務員の課長とそれからそれ以下の人た

ちの比率は、大体どれぐらひになつていますか。

○尾崎政府委員 行政職俸給表の適用者は、約二
十四万おるわけでございますが、課長級以上で約
四千名でございます。約二%でございます。

○鈴切委員 そこで佐藤人事院総裁、さういふ
うに二十四万人の数の中にわずか四千名、二%
それが要するに自賠償の現在三百万をこすところ
の、国家公務員災害補償法の適用がまた加わるも
のでありますけれども、結局その以下の、約二十
三万何千人といふものはすべて自賠償のかさの中
に入つてしまふことになるわけですね。

○佐藤(達)政府委員 さういふ点につきましては
も、先ほど触れましたように、十分いまのおこと
ばを心にためて、善処してまいりたいと思ひま
す。

○鈴切委員 最後に、いまもお話ししましたので、
そこで人間尊重を佐藤総理は特に言われておりま
す。働いてゐる公務員が専念して公務に従事でき
る体制にはたしてなつてゐるかどうか。また災害
補償法も使用者負担の保険であるといふ考え方か
ら見るならば、当然将来このことを考へていかな
ければならないといふ考え方には私は立つてゐるわ
けであります。その点について最後に人事院総
裁並びに総務長官にお伺ひして、私の質問を終わ
ります。

○佐藤(達)政府委員 基本的な心がまえとして
は、私は御同感に存じます。

○田中事務大臣 人事院の御調査なり御意見に従
ひまして、われわれとしましては本法のいろいろ
な今後の改正も改善もいたしたい、かように考へ
ております。

○三池委員長 これにて質疑は終了いたしました。

○三池委員長 これより討論に入るのであります
が、別に討論の通告もありませんので、直ちに採
決に入ります。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案
について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三池委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会の報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三池委員長 御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

次回は、来たる十二日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十二分散会